

# 令和8年度 淀川水系土地改良調査管理事務所複合機保守仕様書

令和8年度 淀川水系土地改良調査管理事務所複合機保守については下記の仕様によるものとする。

## 1. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31までの12ヶ月

## 2. 保守内容

賃貸借機器1台（一式）の保守を次のとおり保守を行う。

（1）導入する複合機等を常時適切な状態で使用できるよう、消耗品の供給、修理等を行うこと。

インターネット通信又は携帯電話会社の通信サービスを通じて複合機の状態を監視し、消耗品の供給等を行うこと。

（2）受注者は、発注者から保守に係る連絡をうけたときは、直ちに出張修理、破損部品の交換、電話による指示等必要な対応を行うこと。重大な障害が発生した場合は、時間外においても対応すること。

（3）保守作業終了時には、作業内容（障害対応時にあっては障害の概要、原因及び対処事項）を記載した作業報告書を担当者に交付すること。

## 3. 保守予定枚数

月平均使用予定枚数（複合機） モノクロ 6,400枚

フルカラー 400枚

プリントカラー 5,700枚

注) 月間平均予定枚数は、あくまでも予定数量であり、枚数を保証するものではない。

## 4 保守料金の留意点

（1）基本料金については、設定を行わないものとする。

（2）用紙及びステープル針代金は含まないものとする。

（3）契約形態はカウンター方式とし、（2）以外の保守に係る全ての料金を含むものとする。

（4）保守料金の計算に際しては、請求単位により、機械毎で1円未満の端数を切り捨てるものとする。

（5）保守料金の単価は消費税等込みの単価が小数点以下第4位までとなるよう設定するものとする。

（6）控除枚数について

テストコピー及び不良コピー等があるときは、発注者・受注者確認の上、不良枚数として控除するものとする。なお、見積においては考慮しないものとする。

## 5. 環境配慮のチェック・要件化

### (1) 環境関係法令以外の遵守以外の事項

受注者（受託者）は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

## 6 その他

### (1) 本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じ打ち合わせを行うこと。

契約内容については、別紙「保守契約書案」による。